

キャッシュレス決済率が高まる中、企業イメージと社員の利便性を向上

貸金デジタル払い検討セミナー

主催 一般社団法人 名北労働基準協会 後援 愛知県下各労働基準協会

2022年のキャッシュレス決済は、韓国99.0%、中国83.5%、オーストラリア75.9%等に比べ、日本は36.0%と低調ですが、国のキャッシュレス推進策とコロナ禍での人々の行動変容もあり、2018年からの5年間で大幅に増加し、決済額ベースでは7割を超えるまでとなり、今後さらに拡大することが予想されております。

そんな中、2023年4月より労働基準法施行規則の改正により、資金移動業者の口座への貸金支払い(貸金デジタル払い)が可能となり、2024年8月にPayPay(株)が初のこの制度の資金移動業者としての指定を受けました。

最新の調査では、社員の7割が貸金デジタル払いを「積極的に活用する」「活用したいと考えている」と考えており、そのニーズは非常に高く、企業イメージ、社員の利便性の向上が図れ、今後導入を検討する企業が増加すると予想されます。

そこで、貸金デジタル払いを検討する「**貸金デジタル払い検討セミナー**」をインターネット開催します。ぜひともご受講賜りますようご案内します。

直ぐにこんな時代が来ます!!



求職者

社員

- 開催方式 インターネット視聴のみ
- 講演内容

1. 実際の貸金デジタル払い導入とその後の運営方法

資金移動業者 PayPay(株) 金融プラットフォーム開発部長 柴田直良氏

【企業概要】2018年6月に設立され東京都新宿区に本社を置き、モバイルペイメント等電子決済サービスの開発・提供を行うフィンテック企業。日本における2024年のQRコード決済シェアは、約3分の2で最も多い。2024年8月に貸金デジタル払いの初の資金移動業者としての指定を厚生労働省から受けた。

【講師プロフィール】2009年、楽天(株) (現 楽天グループ(株))に新卒入社。イーバンク銀行株式会社(現 楽天銀行(株))へ出向。住信SBIネット銀行(株)に入社。ファイナンス事業部長、ネオバンク事業部長を歴任。2022年、PayPay(株)に入社。2023年4月より現職



2. 貸金デジタル払いを導入してみても

大橋鉄工(株) 常務取締役 三輪和彦氏 ほか社員の皆様

【企業概要】1917年創業の北名古屋市徳重に本社を置く製造業。トヨタグループ等多くの企業を得意先とし、条鋼材(丸棒材)・パイプ材を用いた自動車部品、産業機械部品の開発、設計、製造、販売。金型・治具の設計、製造、販売を行う。社員数約260名。夢への挑戦が“世のために人のためになること”。社員一人ひとりが自身のやりがいとして感じることができるモノづくりを行う。



3. 貸金デジタル払い導入時の労務管理上の注意点

インフォシア 代表 情報処理安全確保支援士・社会保険労務士 高橋真悟氏

【講師プロフィール】大手通信会社でシステム開発・情報管理を行い、同社関連会社で労務管理業務に従事。労働基準監督署相談員、名北労働基準協会システム事業室長を経て、現在は情報セキュリティのパートナー「インフォシア」の代表を務める。社会保険労務士としては珍しい情報技術に長けたIT社労士として広域的な活動を展開し、数多くの講演を行うとともに、コンサルタントとして企業の情報管理支援業務に従事。



●会費

会員 3,000円
非会員 6,000円
※資料代・消費税を含む

●インターネット受講について

- 令和7年3月10日(月)以降にご連絡するパスワードにて視聴が可能です。
- 視聴パスワードと視聴の手順は、お申込後にお知らせします。
- 資料は名北労働基準協会のホームページからダウンロードをお願いします。
- 視聴可能期間は10日間です。

	企業	労働者
メリット	<ul style="list-style-type: none">銀行振込より手数料を削減できる可能性がある企業イメージの向上社員の利便性の向上雇用機会の拡大	<ul style="list-style-type: none">キャッシュレス決済利便性向上現金チャージが不要ポイント還元、キャッシュバックを受けることができることがある貸金受取方法を分け、生活費等の管理が容易に不測時も残高は速やかに弁済
デメリット	複数の貸金支払方法がある場合は、業務量・コストが上昇	口座の上限額がある

●賃金デジタル払いの主な導入必要事項

<p>1. 労使協定の締結</p> 	<p>2. 労働者に諸事項を説明</p> 	<p>3. 労働者同意の取得</p> 	<p>4. 就業規則への反映</p> 	<p>5. システム等の対応</p> 
--	--	--	--	---



●**受講対象** 経営者、人事・総務・経理・システム部門責任者・担当者等、社会保険労務士等労働専門家の皆様

●賃金デジタル払い導入総合支援事業

賃金デジタル払いの導入にあたり、当セミナーの開催以外にも下記の支援事業を行います。ご活用は、愛知県下労働基準協会の会員企業なら可能です。

<p>1. 無料相談</p> <p>労働基準協会の「企業の労働110番(052)961-7110」にて導入無料相談を社会保険労務士が実施</p> 	<p>2. 導入支援無料アドバイス</p> <p>社会保険労務士・PayPay(株)等が導入へのアドバイスを電話・メール・ズーム会議等で実施</p> 	<p>3. 労務管理導入支援</p> <p>労働基準協会関連社労士法人または関係社労士等が、労使協定作成、就業規則改定を受託実施</p>	<p>4. システム等導入支援</p> <p>システム改修が必要な場合は、労働基準協会関係システム企業等が、改修を受託実施</p> 	<p>5. 情報無料提供</p> <p>名北協会機関「Meihoku」令和7年4～9月号に関係記事を連載し、ホームページにも掲載</p> 
---	---	---	--	---

※愛知県下の労働基準協会会員企業なら、ご活用可能です。なお、1. 無料相談は内容によってはさらなる専門家より相談対応をさせていただきますが、対応に若干お日にちをいただきます。

申込要領 申込書を各労働基準協会へファックス下さい。実施機関より受講パスワード等のご案内をお送りいたします。なお、お申し込みから1か月以内に、会費を下記銀行口座へお振込ください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒456-0022 名古屋市熱田区横田1丁目11-6 フジ神宮ビル8階	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
 一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

賃金デジタル払い検討セミナー申込書(コピー可)

申込協会	労働基準協会		※会員番号				
事業場名			T F E A L X	()	()	-	-
所在地	〒			E-mail			
受講者 <small>No.は記入不要です</small>	No.	氏名	所属部署・職名	No.	氏名	所属部署・職名	
案内送付先	受講者・担当者(部署名)				様	お支払予定日	月 日頃

※会員番号(一社)名北労働基準協会の会員企業のみ、番号をご記入ください。・この受講申込書でご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた講習会の案内並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

労働基準協会関連 パワハラ等労働者相談代行機関 「勤労者労働総合相談センター」のご案内

平素は愛知県下各労働基準協会の事業運営に、多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働施策総合推進法(パワハラ防止法)が改定され、大企業は令和2年6月1日から、中小企業は令和4年4月1日から、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講ずることが、企業の義務となっております。

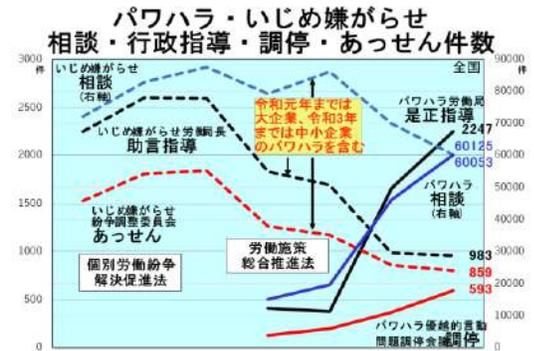
パワハラは令和元年度までは“いじめ・嫌がらせ”に含まれ、個別労働紛争解決促進法で対応を行ってきましたが、長年にわたり各種件数が最も多い問題でした。今は労働施策総合推進法で対応しておりますが、依然各種件数が最も多く、労務管理ワースト1の大問題です。

加えて近年急増する精神障害の労災支給決定要因も、上司のパワハラが最多で、企業を訴える裁判も多発しております。

パワハラの防止には、被害者の相談を適切に受けることが重要です。しかし、企業の相談担当者の能力不足等で、相談窓口が充分機能せず、労働局調停、労働審判、裁判、合同労組の団体交渉等の、深刻な労使紛争に至る事例も数多いです。

心理的負荷の強度が「中」となり、単独では労災が認められない反復・継続していないパワハラも、会社に相談しても適切な対応がなく未改善等の場合は、心理的負荷の強度が「強」となり、労災の支給決定がなされます。

当協会ではハラスメント防止研修、相談担当者研修を開催し、相談担当者の能力取得を図っております。しかし、相談担当者には相談者の話を、先入観を入れず最後まで丁寧に聞く知識・経験と、相談者の秘密は本人の了解が無ければ、上司・同僚にも一切漏らさない覚悟が求められます。業務多用でパワハラの専門家でもない総務人事・安全衛生担当者に、そこまで担わすのは企業にとっても酷なことだと思われま



パワハラの被害者と加害者の板挟みとなり孤立無援で、メンタル不調となった相談担当者の対応についての労働相談も、当協会には複数寄せられております。

そんな中、当協会は関連社会保険労務士法人内に「勤労者労働総合相談センター」を設立しております。企業より委託を受けパワハラの専門家が労働者の相談代行を行い、委託企業と迅速に連携を取り、パワハラ問題を大事件化せず、早期・円満解決します。労働基準協会の関連組織で労働者も安心して相談ができ、併せて企業の相談担当者の業務・精神的な負荷を減らすことも可能です。

詳細は別添案内のとおりですので、パワハラを防止し相談担当者を含む大事な社員を守るため、ぜひともご活用ください。

勤労者労働総合相談センター

活用のご案内

企業に設置義務があるパワハラ相談窓口 御社の状況はどうか？

設置していない



違法です。相談窓口の設置は企業の義務です！

設置済みだが相談担当者の能力に問題がある



不適正です。能力がないと問題解決ができず大事件化も！

設置済みだが相談担当者の覚悟に問題がある



不適正です。承諾がなければ相談内容は上司にも極秘です！

設置済みで相談担当者の能力・覚悟に問題はない



相談担当者の業務・精神上的の負担は大丈夫ですか？

外部機関に相談業務を委託している



専門家が迅速・確実・丁寧に相談を行い解決を図ります！

年々深刻化する労務管理ワースト1のパワハラ問題。社内の相談窓口が充分機能せず、労働局調停、労働審判、裁判、合同労組との団体交渉等の、社外を巻き込む紛争となるケースは後を絶ちません。パワハラ問題が外部に出してしまうと、労使ともに時間・労力・費用を要し、気分を著しく害し、労働者の多くは会社を去ることとなります。

愛知県下の労働基準協会では、関連する社会保険労務士法人内に、「勤労者労働総合相談センター」を設立しております。企業の委託を受け労働者の相談代行をパワハラ専門家が行い、パワハラ問題を大事件化せず、早期・円満解決します。ぜひともご活用願います。

実施 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会
社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング 勤労者労働総合相談センター

ご 案 内

パワーハラスメント、いじめ・嫌がらせは、都道府県労働局への民事上の相談、調停・あっせん件数が、長年にわたりワースト1で急増しており、労災保険精神障害の最多支給決定要因で激増しており、裁判も多発しております。防止のため労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が改正され、大企業は令和2年6月1日（中小企業は令和4年4月1日）から、相談窓口の設置等のパワハラ防止のための、雇用管理上の措置を講じることが義務となりました。パワハラの防止には労働者への教育、規定の整備等とともに、被害者の相談を適切に受けることが重要です。しかし、社内の相談窓口が充分機能せず、労使ともに後戻りできない深刻な紛争事例が多発しております。そこで、労働基準協会は関連社会保険労務士法人内に「**勤労者労働総合相談センター**」を設立しております。企業より委託を受け専門家が労働者の相談代行を行い、パワハラ問題を大事件化せず、早期・円満解決します。

もう一度お伺いします 御社のパワハラ相談窓口の状況はどうか？



違法です

企業には相談窓口設置等のパワハラ防止のための雇用管理上の措置を講ずる義務があります。法違反は行政からの指導を受け、パワハラ事案を発生させ、下記の**トラブル**となることがあります。

不適切です

相談担当者には、先入観を入れず相談者の話をゆっくり、最後まで傾聴する等の相談対応能力が必要です。担当者の能力不足は、相談者の信頼を失い下記の**トラブル**となることがあります。

相談担当者の覚悟は？

〇問題はない

不適切です
相談担当者には相談者に寄り添い、その秘密を、相談者の了解がなければ、上司・同僚にも漏らさない覚悟が必要です。この覚悟がないと、相談者の信頼を失い下記の**トラブル**となることがあります。

〇問題はない

担当者の負荷が懸念されます
能力と覚悟を持った相談担当者は相談者が安心して相談ができ、トラブルの可能性を減らせます。しかし、通常業務の中で対応するため、相談担当者自身の**業務負荷とストレス**を高める可能性があります。

適切対応が可能と思われま

外部相談機関は、パワハラの専門家が公正な立場で相談を行い、相談者も安心して相談ができ、労働者に良い制度です。また、企業との連携もスムーズにでき、大事件化を防げます。



パワハラ相談窓口！充分機能しないとどうなるの？ どえりゃあ事になります

<p>1. 労働者からの訴え</p> <p>最近是在職中の労働者も、賠償請求等を企業に行います</p>	<p>2. 行政指導・企業名公表</p> <p>行政は指導・勧告等ができ、悪質時は企業名を公表します</p>	<p>3. 都道府県労働局優越的言動問題調停会議の調停</p> <p>調停会議より通知がありパワハラ等の紛争を解決します</p>	<p>4. 地方裁判所労働審判</p> <p>民事問題を1回2時間3回で解決。和解金・代理人費用も高額に</p>	<p>5. 合同労組団体交渉</p> <p>労働のプロ。社外労組（ユニオン）との対峙を余儀なくされます</p>	<p>6. 裁判</p> <p>賠償額・費用・時間はとんでもないものに。裁判名は被告企業名が付されます</p>
<p>7. 労働者を守れない</p> <p>パワハラを解決できず、企業と深刻な紛争となり、労働者の多くは会社を去ることとなり、大事な社員を守れません。</p>		<p>8. 企業が損害を被る</p> <p>問題が外部に出ることが多く、時間・労力・費用を要し、気分を著しく害し、企業の名誉、社員の信頼まで失います。</p>			

パワハラ裁判事例

福井地方裁判所 平成26年11月28日 消火器販売等の会社に高卒で入社した新入社員が、上司から叱責のレベルを超えた人格を否定するような暴言を吐かれたことにより自殺した。裁判所は暴言は典型的なパワハラであり不法行為に当たるとし、損害賠償額として上司と会社に合計7261万円の支払いを命じた。

勤労者労働総合相談センター パワハラ相談代行機関

企業に委託されパワハラの被害者となった労働者が相談できる、企業の外部の相談機関です。令和2年1月に開設され、愛知県の労働基準協会関連機関の社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングが実施機関となります。労働基準協会が設置した相談機関のため、労働者も安心して相談することができ、パワハラ問題等を重篤な事件に発展させないことを目的としております。

実施機関：社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング

名古屋市中区白壁2-13-18 グランジャリオ白壁303(名北協会東隣) Tel:052-961-0763
 代表社員 市之瀬高司(一般社団法人 名北労働基準協会 副会長・専務理事)
 労働基準協会に寄せられる社会保険労務士業務を対応可能とするため、平成27年に設立した法人です。労働基準協会と密接な連絡を取り、また法人の活動趣旨に賛同した約70名の社会保険労務士からなる「ホワイト企業社会保険労務士協議会」を組織し、その協力を得て幅広い業務を行います。

もし 元禄の世に
 勤労者労働総合相談センター
 があったら



刃傷松の廊下
 赤穂浪士討ち入り
 は防げました

1. 相談センター活用によるパワハラ等の解決



相談代行委託契約の締結

パワハラ等被疑行為の発生

労働者の相談(電話・メール・面談等)

企業への報告(要労働者同意)



被疑行為の調査(企業で実施)



相談センター実施も可能(費用は裏面参照)



パワハラ行為者対応(懲戒・異動・教育)



大事件化の未然防止

2. 勤労者労働総合相談センター 相談員

<p>センター長 松下 操 まつした社労士事務所 所長 特定社会保険労務士・産業カウンセラー、ハラスメント防止コンサルタント。パワハラ企業研修講師を担う。労働者健康福祉機構愛知産業保健総合支援センターメンタルヘルス対策促進員</p>	<p>主任相談員 加藤 豊 法人所長。特定社会保険労務士。ハラスメント防止コンサルタント。大手メーカーの労務責任者、名古屋労働基準協会専務理事、名北協会企業内コンプライアンス教育推進室長等を歴任した労働相談のエキスパート。</p>	<p>特別相談員 加藤 正人 Personnel Lab 加藤社会保険労務士事務所所長。社会保険労務士・産業カウンセラー・キャリアコンサルタント。名北協会相談員。派遣労働者の労務管理等、幅広い相談活動も実施。</p>	<p>統括相談員 市之瀬高司 法人代表社員。特定社会保険労務士。名北協会副会長専務理事。労働基準法、労働トラブル防止等の相談、講演・企業研修講師を年間100回近く行う当地における労務管理のトップランナー。</p>
---	---	--	--

- 労働者が安心して相談できます
- パワハラ以外の相談窓口も対応可能です
- 相談窓口設置済みの企業の外部相談窓口(セクトボニコ)としても有効

3. 年間相談代行委託費 他機関と比べ格安です

非正規労働者を含む社員数ごとの年間委託費です。 ※委託費は消費税を含まず。お支払いは年度前で、年度途中の委託開始時の費用は月割り計算となります。

従業員数	10名未満	30名未満	50名未満	100名未満	150名未満	200名未満	250名未満	300名未満	350名未満	400名未満	450名未満
年間委託費	21,120円	25,080円	30,360円	40,920円	52,800円	64,680円	69,960円	79,200円	88,440円	97,680円	94,800円
従業員数	500名未満	600名未満	700名未満	800名未満	900名未満	1000名未満	1500名未満	2000名未満	3000名未満	4000名未満	4000名以上
年間委託費	117,480円	126,720円	135,960円	145,200円	150,480円	157,080円	180,840円	199,320円	217,800円	236,280円	253,440円~

複数項目の相談代行をご活用の場合 上記費用はハラスメント(パワハラ、セクハラ等全てのハラスメント)1項目に関する相談代行の年間委託費です。企業に設置義務のあるメンタルヘルス、パートタイム労働者、派遣労働者、長時間労働者、公益通報等の複数の相談代行を活用されることも可能で、年間委託費は下記加算率を加えたものとなります。

実施サポート事業の項目数	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	左記加算率は(該当社員数÷全社員数)で減額。 例)加算率50%×パートタイム社員20名÷全社員100名=10%が加算率。長時間労働者は前年度の特別条項適用者数
上記費用への加算率	+50%	+90%	+120%	+140%	+150%	

4. パワハラ等防止対策総合サポート事業

相談対応以外にも現在会社で実施中の措置に合わせて、下記の事業を組み合わせてご利用いただけます。

<p>(1)初期コンサルティング 今後の防止対策構築を行います。社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門家が企業を訪問し、企業の組織、業務、実施中の措置等をお聞き、必要な対策を提案します。 【提案内容】 ①防止対策構築 ②トップメッセージ ③実態調査 ④懲戒規定等就業規則改定 ⑤社員研修 ⑥ルール周知 ⑦相談体制 ⑧相談等対応策 ⑨相談者・行為者フォロー対策 ⑩再発防止対策</p> 	<p>(2)実態調査の実施 社員へのアンケート調査を実施し、結果を集計し、パワハラ・セクハラ等の実態を把握し、表に出にくい社員の意見をつかみ対策構築に役立てます。</p> 	<p>(3)就業規則改定・ルールの周知 就業規則を改定し、パワハラ・セクハラ防止手帳を作成し、トップメッセージ、該当行為、就業規則、相談先を記載し、社員に配布します。</p> 	<p>(4)社員研修 専門講師を派遣し管理者・社員へ研修を行い、パワハラ・セクハラ等の理解を深め、防止対策を学びます。</p> 
<p>(5)相談事例 事実関係確認 プライバシー、相談者・行為者の意向に充分配慮したうえで、相談事例の事実関係の確認を行い、確認事項を企業に報告します。</p> 	<p>(6)相談事例への対応 相談者・行為者へのフォロー、行為者の配置転換懲戒処分、再発防止研修の実施等の対応のアドバイスを行います。</p> 	<p>(7)再発防止対策の構築 相談事例に基づく今後の再発防止対策について、提案・アドバイスをを行います。</p> 	

サポート費用

※下記費用は消費税を含みます

初回のみ	(1)訪問コンサルティング (2)実態調査の実施 (3)就業規則改定・ルールの周知	110,000円	(2)実態調査は結果集計を依頼される場合は、従業員数100名ごとに3300円の費用が必要です。(3)ルール等の周知でパワハラ・セクハラ防止手帳等は原稿をお渡しますので、御社で印刷ください。
随時	(4)社員研修(相談センター活用時)	55,000円	1回1時間の費用です。研修資料は原稿をお渡しますので御社にて印刷ください。他のサポート事業と併せて活用された場合の費用です。
発生時のみ	(5)相談事例 事実関係確認 (6)相談事例への対応 (7)再発防止対策の構築	88,000円	(7)相談事例への対応の中の再発防止研修は、労働基準協会実施のハラスメント防止研修(1名6000円)のご受講となります。

中小企業格安セット活用 中小企業は(1)~(4)を併せてサポート費用は**55,000円**となります。社員研修は録画講義受講となります

5. お申込み・お問い合わせ

下記の各労働基準協会に連絡票をファックスいただくか、名北協会までメールをお送りください。折り返し実施機関よりお電話、ご訪問等で詳細を説明させていただきます。

お問い合わせ: 一般社団法人 名北労働基準協会 事業企画推進部 Tel 052-961-3655 Fax 052-961-9635
Email:roumu@meihokurouki.or.jp 実施機関: 社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティング

（一社）名北労働基準協会	〒462-8575	名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
（一社）名古屋南労働基準協会	〒455-0014	名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒456-0022	名古屋市熱田区横田一丁目11-6 フジ神宮ビル8階	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知県東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003	名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874	豊橋市東松山町19 2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831	岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044	一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
（一社）半田労働基準協会	〒475-0902	半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
（一社）刈谷労働基準協会	〒448-0853	刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826	豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805	瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044	津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164	江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062	西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

勤労者労働総合相談センター等 連絡票

□は該当項目にレを付してください

事業場名				連絡先	TEL() 一
事業内容	労働者数	人		FAX() 一	E-mail
所在地	〒	検討されるサポート事業			
担当者職氏名	部署	氏名	<input type="checkbox"/> 相談センター活用 各種サポート <input type="checkbox"/> ①~③初期コンサル等 <input type="checkbox"/> ④社員研修 <input type="checkbox"/> ⑤相談事例対応等	<input type="checkbox"/> ハラスメント <input type="checkbox"/> メンタルヘルス <input type="checkbox"/> パートタイム労働者 <input type="checkbox"/> 派遣労働者 <input type="checkbox"/> 長時間労働者 <input type="checkbox"/> 公益通報	
連絡事項	□電話 □訪問(月 日時頃)での説明を希望 確認事項				

2024年問題対応総合支援事業

建設業・自動車運転業務・医師



令和6年4月1日からの時間外上限規制への対応

今まで適用が猶予されていた建設業・自動車運転業務・医師にも、令和6年4月1日より労働基準法の時間外労働の上限規制等を遵守する義務が生じます。多くの企業が対応に苦慮されており、この問題をワンストップで支援する、下記内容の「2024年問題対応総合支援事業」を実施します。

1. 業種・業務別無料対応セミナーの開催
2. 無料訪問コンサルティング
3. 対策立案・支援コンサルティング
4. 管理システム導入
5. 管理者等企業内研修
6. 無料労働相談
7. 無料情報提供

主催 愛知県下各労働基準協会

愛知・名北・名古屋東・名古屋南・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

2024年問題対応総合支援事業のご案内

少子高齢化問題への対応と生産性の向上を目的とし、「長時間労働の解消」「雇用形態による格差の解消」「柔軟な働き方の推進」を軸とする、働き方改革関連法が平成31年4月より順次施行されております。

中でも時間外労働の上限規制等は、企業経営に大きな影響を与えるものですが、今まで適用が猶予されていた建設業・自動車運転業務・医師にも、令和6年4月1日から順守義務が発生します。

そこで、多くの企業が対応に苦慮されているこの課題の解消を、ワンストップで支援する、下記内容の「2024年問題対応総合支援事業」を実施します。

ぜひともご活用いただきますようご案内いたします。



労働基準法等改正内容と建設業・自動車運転業務・医師の施行時期

時間外労働限度時間の月45時間 年間360時間 (3か月を超える変形労働時間制は月42時間、年間320時間)が、 罰則付きの法律に 月忙し仕事外協定は70時間を超えては協定違反です。 法律違反です。 	左の限度時間を 超える時間外労働 (特別条項適用)は 年間6回までに ※自動車運転業務・ 医師は除く 6最 回 後 の が 	時間外労働 年720時間以内 自動車運転業務・医師は960時間 ※医師はさらなる例外あり	時間外労働と休日労働 月100時間未満 建設業の災害時の復旧・復興事業自動車 運転業務は除く。医師は例外あり	
令和6年4月1日より (時間外・休日労働協定の対象期間の起算日が令和6年3月21日等からの場合は令和7年3月21日より)				
時間外労働と休日労働 当該月を含めた直前2~6か月 全てで平均80時間以内 建設業の災害時の復旧・復興事業 自動車運転業務、医師は除く	特別条項の適用手続 が厳格に 1. 労働者代表との協議等の 手続方法を決め実施 2. 特別条項時間 の割増賃金率 を定める 3. 健康福祉確 保措置を決 め実施 	年次有給休暇 年5日取得義務 有給10日以上付与者	労働時間をタイムカ ード等で客観的に把握 する義務 労働安全衛生法 管理監督者等を含む全労働者 	月60時間超え時間 外労働の 割増賃金 率が50% 以上に 大企業 平成22年4月1日より 中小企業 令和5年4月1日より
令和6年4月1日より (同様)		平成31年4月1日より		

※自動車運転手の労働時間等の改善基準も、令和6年4月1日より改正施行されます。

2024年問題対応総合支援事業の内容

サポート1 業種・業務別 無料対応セミナー

2024年問題への対応には、まず、労働時間管理が抱える課題、法改正の内容、様々な対応策を知ることが第一歩となります。対応を担う企業のリーダーを養成するセミナーです。 ※参加者数によって今後追加開催します。

日時	※詳しい開催予定は下記業種・業務別ご案内をご覧ください		
会場	一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1		
内容	1. 労働時間の現状とトラブル 2. 改正内容と各施行時期 3. 対応体制の確立と意識改革 4. 労働時間の範囲と適正把握・管理 5. 諸制度を活用した対応策 6. 有効な要員配置と業務改善 7. 各業種・業務固有の対応策 ※自動車運転業務は改正自動車運転手の労働時間等の改善基準		
講師	業種・業務別 2024年問題対応支援コンサルタント 労働基準協会関連社会保険労務士		
会費	無料	定員	各日程50名まで 定員になり次第締め切ります



建設業対応セミナー

日時	令和7年5月14日(水) 午後1時30分~午後4時30分		
講師	一般社団法人 名北労働基準協会 副会長・専務理事 特定社会保険労務士・RSTトレーナー 市之瀬 高 司 【講師プロフィール】 労働基準法、労働時間管理を中心に年間100回近い講習会、企業研修の講師と企業からの労働相談を行う。国が実施した労働時間制度改善等のアドバイザーを10年間歴任し、愛知県下の労働基準協会の関連団体 社会保険労務士法人の代表社員を兼務。		
講師コメント	工事現場への往復時間も、上司の指示で会社で集合・解散する、前後に資材の積み下ろしをする場合は労働時間となります。また、多くの企業が土曜日勤務があり、時間外労働の月45時間の限度時間を超え易い状況にあり、限度時間を超える労働は年6回に限られ、業務上の死活問題となります。対応には全社一丸となる抜本的な対策の実施が必要となります。		



自動車運転業務 対応セミナー	日時	令和7年6月16日(月) 午後1時30分～午後4時30分		
	講師	インフォシア 代表 情報処理安全確保支援士・社会保険労務士 高橋真悟氏 【講師プロフィール】 大手通信会社でシステム開発・情報管理を行い、同社関連会社で労務管理業務に従事。その後社会保険労務士として開業。労働基準監督署相談員、名北協会室長として多くの企業の指導、講演講師を行う。現在IT社労士として情報セキュリティのパートナー組織の代表を務める。		
	講師コメント	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」が2024年4月1日より改正され、拘束時間(労働時間+休憩時間)の上限が短くなります。慌てることなく2024年を迎えるためにも、新しい基準を理解し、早めの準備を行いましょう。		

医師対応セミナー	日時	令和7年7月14日(月) 午後1時30分～午後4時30分		
	講師	おおにし社会保険労務士事務所 所長 一般社団法人 名北労働基準協会 ホワイト企業推進室長 特定社会保険労務士・医療労務コンサルタント 大西正高氏 【講師プロフィール】 金融機関勤務後に社会保険労務士事務所を開業。名北協会のコンサルタント、講師を兼務し、医療労務コンサルタント認証を受け、病院・クリニック・歯科医院等の労務管理の問題解決の助言を行う。		
	講師コメント	2024年4月から勤務医も時間外労働の上限規制が徹底されます。医師の働き方改革が身近に迫る中、制約のある状況下で診療の質を保ちながら生産性を上げていくことが目的となります。医師だけでなく、診療に関わる様々な職種の人々を含める改革が必要となります。		

サポート2 無料訪問コンサルティング

2024年問題対応支援コンサルタントまたは労働基準協会関連団体の社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングの関係社会保険労務士が御社を訪問し、労働時間の実情をお聞きし、**有効な対策を無料でアドバイス**します。訪問時間は約3時間で、事前に訪問日時を調整します。



サポート1 対応セミナーご受講後のご活用をお勧めします。

活用企業数: 50社まで

サポート3 対策立案・支援コンサルティング

2024年問題対応支援コンサルタントまたは社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングの関係社会保険労務士が、2024年問題対応策を提案し、就業規則の改定、時間外・休日労働協定の作成、労働時間の把握方法の設定等を、対応の完了まで企業に寄り添って、**対策の多くを実施・サポート**します。



費用: 実施内容により異なります

サポート4 管理システム導入

2024年問題対応支援コンサルタントまたは社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングの関係社会保険労務士が、ICT専門企業と調整・指示をして、勤怠管理システム、スマートフォン等も活用した**情報通信システムの改修・構築**を行います。



提携企業:

費用: 実施内容により異なります

サポート5 管理者等企業内研修

労働時間の改善には管理者・社員の理解・協力が不可欠です。対応支援コンサルタントまたは社会保険労務士法人 愛知労務管理コンサルティングの関係社会保険労務士が講師となり、御社内にて**経営者・管理者・社員を対象とした研修**を行います。協力会としての開催も可能です。



費用: 1時間 115,000円～

資料代: 1名 200～1000円程度。御社にて印刷いただければ無料です。

サポート6 無料労働相談

愛知県下の労働基準協会会員企業の場合、2024年問題に限らず全ての労働問題を、「企業の労働110番相談室」に**無料で相談**ができます。電話・メール・来局等で、何度でも相談でき、社会保険労務士が企業の立場でアドバイスをいたします。非会員企業も、初回1回に限り来局相談が可能です。



企業の労働 何でも110番
名北協会内 TEL(052)961-7110

FAX(052)961-9635

E-mail roudou110@meihokurouki.or.jp

サポート7 無料情報提供

令和5年4月号～9月の名北協会の会報に掲載された、**2024年問題の関連記事**を、名北協会以外の地区の会員企業も、名北協会ホームページ内バックナンバーにて閲覧可能です。



一般社団法人 名北労働基準協会

→情報提供→バックナンバー

2024年問題対応の7つのポイント

1. 対応担当者・プロジェクトチームを設ける
2. 企業の未来を左右し、全社一丸となって取り組む
3. 現場の実情・意見を充分聞き、業務を阻害しない
4. 「そんなことできっこない」の意識を捨てる
5. あらゆる対策を積み重ねる
6. 孤高の職人から専門職社員に意識を変える
7. 「自社の働き方を変えられるのは、自社の仕事・実情が分かる自社の人間だ」を意識する

●セミナー会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



【会場アクセス】

- 「名 鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バ ス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お 車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に有料駐車場がありますが十分時間をみていただいたうえ、各自の責任・負担でご利用ください。

愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスにてお申込みください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(公社)愛知労働基準協会	〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-26	(052)221-1438	(052)204-1268	愛知県以外の地域
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市中区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市中区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒456-0022 名古屋市熱田区横田一丁目11-6 フジ神宮ビル8階	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡豊山町
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19 2階	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町5助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

2024年問題対応セミナー 申込書 (コピー可能)

申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会	会員番号		※名北労働基準協会会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載)	
事業場名		T E L ()		-	
		F A X ()		-	
		E - m a i l			
所在地	〒	事業内容			
受講者名	区分 ※ご記入不要です	氏 名	所属部署・職名	受講希望業種	労働者数
				<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 自動車運送業務 <input type="checkbox"/> 医師	名
その他のお申込				<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 自動車運送業務 <input type="checkbox"/> 医師	受講票送付先
					受講者・担当者 (部署名) 様

※この受講申込書でご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。R7.3R

労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修です

労働実務総合研修

ご 案 内

現場管理者



労務担当者



※労働実務基礎講習を受講し、令和6年度版「労働管理の早わかり」をお持ちの方は、会費より2,000円差し引かせていただきます。

現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと労働トラブルが発生します

現場管理者・労務担当者に、労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加しております。労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務管理の実施には、労働者の管理に携わる多くの方が、労働基準法、労働安全衛生法、労働保険等の知識を習得することが不可欠です。

そこで愛知県下各労働基準協会では、「働き方改革関連法」を含む労働法令の基礎を、体系的に学ぶ初級編「労働実務総合研修」を開催しております。

労務管理のさらなる向上のため、ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

現場管理者・労務担当者が労働法令を知らないと労働トラブルが発生します

労働法令の知識がなく発生する労働トラブルが増加しています

令和5年の愛知労働局の監督指導では63.8%の事業場に、労働基準法、労働安全衛生法等の違反が認められています。

この割合は労働基準関係法のみのもので、労働者派遣法、育児介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法等の100近くの全ての労働法に拡大すると、何らかの違反が存在する企業はさらに高率となります。

法違反は、賃金不払残業、長時間労働による健康障害、労働災害等を発生させ、解雇、雇止め、パワハラ、セクハラ等をめぐる深刻な労使紛争に繋がり、企業の経費・信用と関係者の膨大な時間を奪います。

このような労働トラブル発生の原因の大半は、部下を直接管理する現場管理者と労働の舵取りをする労務・安全衛生担当者の、労働法令の知識不足、トラブル防止の認識不足、判断誤りによるものです。

愛知労働局令和5年定期監督結果

主な違反状況(実施事業場6,941件のうち63.8%に違反あり)				
1.労働時間 21.9%	2.安全基準 15.1%	3.割増賃金 12.7%	4.年次有給休暇 7.9%	5.労働条件明示 7.8%



現場管理者・労務担当者の責任は重大です

労働基準法では法の履行者、責任者を「使用者」としており、①事業主として法人企業と個人企業の事業主 ②経営担当者として法人役員等 ③労務管理、業務命令の権限を有する者を使用者としております。

課長等の現場管理者も、時間外労働の命令・許可、有期契約労働者の契約更新決定等の労務管理の権限を有すれば、その権限の範囲内で③の使用者に該当し、違法行為を行った場合は処罰対象となります。

なお、両罰規定により現場管理者の違法行為は、違反防止措置を行っていない等の場合、その罪は法人、役員等まで及びます。

また、労働安全衛生法では法の履行者、責任者を「事業者」としており、法人企業と個人企業の事業主がこれにあたります。しかし、実際の安全衛生業務は、事業者から権限委嘱を受けた安全管理者等の安全衛生スタッフと、職長・作業主任者等の現場管理者が行っております。このような方々も違反を行えば処罰対象となり、違反防止措置の実施の有無に関わらず、その罪は法人等にまで及びます。

法人・現場責任者を送検 平成31年1月

〇〇労働基準監督署は、時間外・休日労働協定を超えて労働者に残業をさせたとして、道路貨物運送業の〇〇(株)と同社現場責任者を労働基準法第32条(労働時間)違反の容疑で〇〇地検に書類送検した。

同社は平成29年3月、労働者3人に対して1週40時間を超える違法残業を行わせていた。



労働トラブル防止の第一歩は労働法令の知識を体系的に学ぶことです

労働トラブル発生の原因を作り、法的責任を真っ先に問われる現場管理者、労務担当者等には、その役割に応じた労働法令の知識が必要です。

しかし、現場管理者には本来の担当業務があり、「自らも労務・安全衛生管理の責任を担っている」との認識を持つことは難しく、労務担当者等も恒常業務の中で幅広い知識を習得することは容易ではありません。

そこで必要となるのが、労働法令の知識を体系的に学ぶ研修です。



労務管理の知識と認識を持つことは容易ではありません



労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修が「労働実務総合研修」です

労働基準協会では、現場管理者と労務担当者の皆様が、労働法令の基礎知識を体系的に学ぶ、初級編「労働実務総合研修」を開催しております。

パワーポイントスライドを使い、随所に労働クイズ、労働小話等を盛り込んだ、分かりやすく、楽しく、部下の管理、労務管理のお役に立つ内容です。

労働トラブルを防ぎ、企業を伸ばす労務・安全衛生管理の実施のため、ぜひとも該当の皆様にご受講いただきますようご案内いたします。



1. 日時・会場

開催月日	時間	会場	定員
令和7年 4月15日(火) 6月18日(水) 8月27日(水) 10月7日(火) 12月10日(水)	9時30分～	一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1	45名
令和8年 2月12日(木)	16時30分		

2. 研修内容

※講習修了者には「修了証」を交付いたします。

(1) 労働トラブル発生時の企業責任と防止策

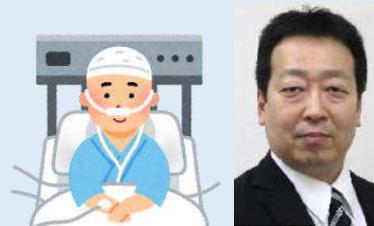
主な内容 ①労働トラブルの現状 ②労働トラブル発生時の責任
③労働トラブル発生防止策



講師 (4)に同じ

(2) 労災・雇用保険法の実務のポイント

主な内容 ①社会保険制度の体系 ②労災保険の給付内容と必要手続
③雇用保険の給付内容と必要手続 ④労働保険事務組合制度



講師 一般社団法人 名北労働基準協会 理事・事務局長・ホワイト企業推進本部長
RSTトレーナー・元労働保険事務組合課長 石田和彦

【講師プロフィール】 社会保険労務士受験対策講座 労災保険法講師。長年にわたり名北協会の労働保険事務組合業務に従事し、労災・雇用保険の実務に明るい労働保険のスペシャリスト。愛知県下各労働基準協会主催の説明会・セミナー・企業出張教育等の講演を数多く行う。分かりやすい説明とボディアクションを駆使した誰でも分かる説明に定評がある。

(3) 労働安全衛生法の実務のポイント

主な内容 ①法の体系、特徴 ②取り組みの歴史、成果、課題 ③課題への対応
④安全衛生管理体制 ⑤健康診断 ⑥安全配慮義務・法改正



講師 池戸労務安全管理事務所 所長 池戸宏光氏
元 名古屋北労働基準監督署長・元 一般社団法人 名北労働基準協会 副会長

【講師プロフィール】 愛知県下各労働基準協会開催 労働実務専門講座 安全衛生研修講師。30有余年労働基準監督官を勤め労働基準監督署長等も歴任し、この間数々の労災事故と向き合う。安全衛生管理体制の指導に長年にわたり携わる労働安全衛生法のオーソリティ。名北協会退任後も、安全衛生教育講師と企業への顧問活動を行う。熱意あふれる解説で労働安全衛生法を伝える。

(4) 労働基準法の実務のポイント

主な内容 ①労働基準法の特徴 ②労働のルールブック ③採用と退職
④法改正を含む労働時間の規制 ⑤年少者・妊産婦 ⑥今後の労務管理



講師 一般社団法人 名北労働基準協会 副会長・専務理事
特定社会保険労務士・RSTトレーナー 市之瀬高司

【講師プロフィール】 社会保険労務士受験対策講座主任講師、労働基準法担当。当地における労働基準法を中心とする労務管理のトップランナー。愛知県下各労働基準協会主催の講習・セミナー・企業出張研修等の年間100回の講演を行う売れっ子講師。巧みな話術とスライドにより、難しい労働基準法等を分かりやすく解説する。この講師から労務管理を学んだ受講生は延べ3万人を超える。

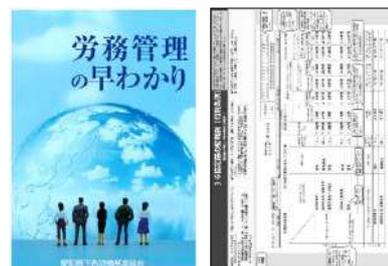
3. テキスト

「労務管理の早わかり」

労働関係法令の概要から、届出書類一覧表、記載例、届出用紙等を収録した、今後の労務管理の参考となるテキストです。

4. 参加対象

- 支店長・工場長・部長・課長等の事業場責任者・現場管理者
- 労務人事・安全衛生の新任担当者等
- 企業経営者・新規開業者

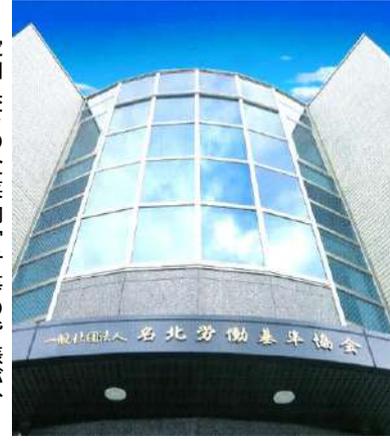


5. 会費

会員10,000円 非会員13,330円 資料代、昼食代、消費税を含む
※労働実務基礎講習を受講し、令和6年度版「労務管理の早わかり」をお持ちの方は、会費より2,000円差し引かせていただきます。

テキストと収録されている法改正後の新しい時間外・休日労働協定届(36協定)の記載例

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

【会場アクセス】

- 「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に格安有料駐車場が多数あります。十分時間をみていただいたうえで、各自の責任・負担でご利用ください。

当研修のお申込はこちらからでも可能です→
(名北協会ホームページ)



企業内出張研修



企業への各種「出張研修」を実施しており、令和5年度は約200回実施し、約10,000名が受講されておられます。自由な日程設定が可能で、企業実態に合わせたオリジナルテキストを使用し、教育効果も高く、会場への交通費、移動時間も削減され、教育費用の削減が可能です。

研修時間	1時間	2時間	3時間	6時間
研修費用	115,000円	155,000円	195,000円	315,000円
資料代	1名200～1000円程度。 資料の原稿を自社で印刷いただければ無料となる場合があります。			

※左記費用は法定安全衛生教育は含まず、税を含みます。

申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りいたします。開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒456-0022 名古屋市熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8F	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ「柳橋ビル」6F	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19 2F	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1F	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5F	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館GF	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマワール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4F4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関)
(一社)名北労働基準協会

三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
一般社団法人 名北労働基準協会

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

労働実務総合研修 申込書(コピー可)

申込日 年 月 日

事業場名	TEL ()	FAX ()	—
事業内容	労働者数	名	出張研修
所在地	〒	内容:	
ご出席者	記入不要 講習番号	氏名	所属部署・職名
	記入不要 受講番号	受講日	令和6年度版 労務管理の早わかり
会費 支払日	月 日 頃 支払予定 (銀行振込・現金書留・事務局窓口)	受講票送付先	受講者・担当者 (部署名 様)

※会員番号 名北協会会員のみご記入ください。分からない場合は未記入でも結構です。
※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた研修の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。 7年度年間